

指定出資法人の役員報酬制度について

府退職者等が常勤役員に就任した場合の役員報酬制度については、社会経済情勢の変化に対応していくために、これまでも、3年程度を目安として、原則、前回評価からの変化に基づく点検を実施。

前回（令和4年11月）の見直しから概ね3年が経過することから、本年度点検を実施するもの。

1. スケジュール

◆令和7年9月19日～11月14日（予定）〔全7回予定〕

回数	審議内容
第1回	<ul style="list-style-type: none"> ・役員報酬制度の確認 ✓ 法人毎の点検・評価方法の確認 ✓ 現役員報酬基準の適否 ✓ その他役員報酬制度の課題整理 等
第2～6回	・法人（※）ごとに役員報酬基準の点検・評価を実施
第7回	・意見書成案

※対象法人・対象役職ポスト

府退職者が就任する可能性がある指定出資法人の役員ポスト

※点検対象は、16法人26ポストを予定（参考資料1参照）

2. 点検内容等（詳細は初回の審議会で説明）

○法人毎の点検・評価方法

次の3つの視点に基づき、実施役員の職務・職責等について前回評価（R4.11）からの変化に基づく点検を実施。

①役員としての日々の職務内容について

役員としての日常における難易度の高さや法人運営上の管理スパンの広さ、職務を執行する上で求められる専門性の有無といった観点から日々の職務内容における職責を判断

②役員としての重要課題、ミッションについて

府の財政再建プログラム（案）、財政構造改革プラン（案）、行財政改革推進プラン（案）、大阪府行政経営の取組み等における法人改革への対応や法人事業を取り巻く外的環境の変化等への対応など、法人運営の喫緊の重要課題の有無やそのボリューム、難易度の高さといった観点から役員の職責を判断

③役員としての法人運営上の経営判断の自由度、リスクについて

府の施策を補完する役割を担う出資法人の特性から、法人事業等の実施にあたって府の関与が必要となるため、法人経営を行っていく上での役員の経営判断の自由度や責任についても一定の制限が生じているケースがある。そのため、各法人における法人経営の自由度の高さや役員としての責任・リスクの高さといった観点から役員の職責を判断

○現役員報酬基準等について

- ・民間の職員の給与水準を基準に、国の独立行政法人、他県の外郭団体、民間等の役員の報酬水準の状況も踏まえ、現報酬基準の水準及びその区分（15区分：760万円～1,110万円）の適否について確認。
- ・その他役員報酬制度の課題整理等